別表 1

日 本 標 準 産 業 分 類（抜粋）

大 分 類 D ー建　設　業

総　　説

この大分類には，主として注文又は自己建設によって建設工事を施工する事業所が分類される。
ただし，主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画，調査，測量，設計，監督等を行う事業所は含まれない。

建設工事
建設工事とは，現場において行われる次の工事をいう。
(1) 建築物，土木施設その他土地に継続的に接着する工作物及びそれらに附帯する設備を新設，改造，修繕，解体，除却若しくは移設すること。
(2) 土地，航路，流路などを改良若しくは造成すること。
(3) 機械装置をすえ付け，解体若しくは移設すること。

事業所
建設業の事業所は，本店(個人経営などで本店のような事務所を持たない場合は事業主の住居)，支店又はその他の事務所で常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事務所とする。
なお，建設工事の行われている現場は事業所とせず，その現場を管理する事務所に含めて一事業所とする。

建設業と他産業との関係
(1) 建設材料，その他の製品を生産又は販売する事業所が，自己の生産品又は販売品を用いる建設工事(機械装置のすえ付け，解体，移設工事を除く)を併せ営む場合には，主な業務により製造業，卸売業又は建設業に分類される。
(2) 金属，非金属，石炭，石油，天然ガスなどの鉱物を採取するための試掘，坑道掘さく，さく井，排土作業を主として請負う事業所は大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業〔05〕に分類される。
(3) 土地，建物などの不動産の賃貸業，代理業，仲介業，管理業，建設建売業(自ら労働者を雇用して建物を建設し，それを分譲する事業所を除く)，土地分譲業(自ら労働者を雇用して，土地造成を行い，それを分譲する事業所を除く)は大分類K-不動産業、物品賃貸業〔68，69〕に分類される。
(4) 主として試すい(錐)(鉱山用を除く)，測量又は建設工事のコンサルタント，設計，監理を行う事業所は大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔742〕に分類される。
(5) 国，地方公共団体等の工事事務所，土木事務所の類は，主として建設工事を自己建設(維持補修を除く)で行うもの以外は大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔7421〕に分類される。
(6)石油精製、科学、製鉄、発電等のプラントを対象として、企画、設計、調達、施工、施工管理を一括して請負い、これらのサービスを提供する事魚書は大分類L-学術研究、専門・技術サービス業〔7499〕に分類される。

中分類 06ー総合工事業

総　　説

この中分類には，主として土木施設，建築物を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設で行う事業所が分類される。

建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所も本分類に含まれる。

ただし、建築物の改装又は軽微な増・改築工事を行う事業所のうち塗装工事、内装工事、給排水・衛生設備工事などの個別の工事を行う事業所は、中分類〔07，08〕に分類される。

小分類番号	細分類番号	
060		管理，補助的経済活動を行う事業所（06　総合工事業）
	0600	主として管理事務を行う本社等 主として総合工事業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための総務，財務・経理、法務、広報・宣伝、保有資機材の管理，仕入・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。 ○管理事務を行う本社・本所・支社・支所
	0609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 主として総合工事業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。 ○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場
061		一般土木建築工事業
	0611	一般土木建築工事業 各種の土木施設と建築物を，いずれでも完成する能力を有する事業所をいう。 完成する能力とは，土木技術者及び建築技術者の双方を有し，かつ現実に土木工事及び建築工事の双方を施工しているか，又は最近において双方を施工した実績を有することである。 ○一般土木建築工事業
062		土木工事業(舗装工事業を除く)

0621 土木工事業(別掲を除く)

一般土木建築工事業に属さないで，主として堤防，護岸，水利，床固，山腹工事などによる河川・砂防・海岸・治山施設工事，ダム工事，各種の貯水池，用水池などの建設工事，各種の水路工事，かんがい排水施設工事，防波堤，岸壁・桟橋などの港湾施設工事，埋立工事，干拓工事，開墾工事，軌条敷設・停車場・鉄道土工・伏せどい・溝橋などの鉄道施設工事，地下鉄・地下工作物工事，ドック建設工事，高架道路・高架施設工事，橋りょう工事(鋼橋上部工事を除く)，ずい道工事，水源施設・浄水施設・送水施設・配水施設などの上水道工事，下水管きょ・ポンプ施設・下水処理場などの下水道工事，道路工事，駐車場工事，飛行場・水上飛行場工事，運動競技場・競馬場・競輪場工事，宅地造成工事などのすべて又はいずれかを行うことによって，土木施設を完成する事業所をいう。

ただし，主として造園工事を行う事業所は細分類 0622 に，しゅんせつ工事を行う事業所は細分類 0623 に、舗装工事を行う事業所は細分類 0631 に分類される。

○土木工事業

×造園工事業〔0622〕；しゅんせつ工事業〔0623〕；舗装工事業〔0631〕

0622 造園工事業

主として庭園，公園，緑地等の苑地を築造する工事を行う事業所をいう。

○造園工事業；ゴルフ場工事業

×造園業〔0141〕；植木業〔0141〕；整地工事業〔0621〕

0623 しゅんせつ工事業

主としてしゅんせつ工事及びしゅんせつ工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。

○しゅんせつ工事業

063 舗装工事業

0631 舗装工事業

主として道路舗装工事及び舗装工事を伴う土木工事を行う事業所をいう。

○道路舗装工事業

064 建築工事業(木造建築工事業を除く)

0641 建築工事業(木造建築工事業を除く)

主として木造建築物のみでなく，鉄骨鉄筋コンクリート造建築物，鉄筋コンクリート造建築物，無筋コンクリート造建築物，鉄骨造建築物，組立鉄筋コンクリート造建築物，コンクリートブロック造建築物，プレハブリケーション建築物(ユニット住宅を含む)，石造建築物又はれんが造建築物を完成する事業所をいう。

○建築工事請負業；鉄骨造建築工事請負業；組立鉄筋コンクリート造建築工事業；コンクリートブロック造建築工事業；プレハブリケーション建築工事業

×建築リフォーム工事業〔0661〕

065 木造建築工事業

0651 木造建築工事業

主として木造建築物のみを完成する事業所をいう。

○木造建築工事業；木造住宅建築工事業

×木造建築リフォーム工事業〔0661〕

066 建築リフォーム工事業

0661 建築リフォーム工事業

主として各種建築物の改装又は軽微な増・改築工事を総合的に行う事業所をいう。

○建築リフォーム工事業；住宅リフォーム工事業；木造建築リフォーム工事業

×内装工事業〔0782〕；塗装工事業〔0771〕；屋根工事業〔0761 又は 0794〕；冷暖房設備工事業〔0832〕；給排水・衛生設備工事業〔0833〕

中分類 07－職別工事業（設備工事を除く）

総　　説

この中分類には，主として下請として工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための建設工事を行う事業所が分類される。
ただし，設備工事を行う事業所は中分類 08－設備工事業に分類される。

小分類番号　細分類番号

070　管理，補助的経済活動を行う事業所（07　職別工事業）

0700 主として管理事務を行う本社等
主として職別工事業の事業所を統括する本社等として，保有資機材の管理等の現業以外の業務を行う事業所をいう。
○管理事務を行う本社・本所・支社・支所

0709 その他の管理，補助的経済活動を行う事業所
主として職別工事業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。
○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場

071　大工工事業

0711 大工工事業（型枠大工工事業を除く）
主として大工工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所をいう。
建築物建設について，大工工事（型枠大工工事を除く）のほかにとび工事，左官工事，屋根工事などを組み合わせて，木造建築物の完成を発注者から直接に請負うことを主とする事業所は中分類 06〔0651〕に，主として型枠大工工事を行う事業所は細分類 0712 に分類される。
○大工工事業；造作大工業；堂宮大工業（総合請負をしないもの）；木造りゅう骨工事請負業
×木造建築工事業〔0651〕；型枠大工工事業〔0712〕

0712 型枠大工工事業
主として型枠大工工事を行う事業所をいう。
○型枠大工工事業；仮枠大工工事業

072　とび・土工・コンクリート工事業

0721 とび工事業
主として建方，足場組立，金属製仮設工事，支柱工事，ひき屋工事を行う事業所をいう。
○とび工事業；足場組立業；建方業（とび工事を主とするもの）；ひき屋工事業；メタルフォーム組立業；組立鉄筋コンクリート組立業；くい打工事業；仕事師業（とび工事を主とするもの）

0722 土工・コンクリート工事業
主として土工工事及び一般的なコンクリート工事（型枠大工工事を除く）を行う事業所をいう。
○土工工事業；機械土工工事業；コンクリート工事業；コンクリート圧送工事業；コンクリート打設工事業；仕事師業（土工工事を主とするもの）；地盤改良工事業；ウエルポイント工事業；薬液注入工事業

0723 特殊コンクリート工事業
主として潜かん（函）などの特殊コンクリート基礎工事，場所打ちコンクリートぐい工事，独立コンクリート煙突工事などの作業を行う事業所をいう。
○特殊コンクリート基礎工事業；場所打ちコンクリートぐい工事業；独立コンクリート煙突工事業；プレストレストコンクリート工事業；特殊コンクリート工事業

073　鉄骨・鉄筋工事業

0731 鉄骨工事業
主として現場で構造用鋼材の組立、びょう接，溶接工事を行う事業所をいう。
○鉄骨工事業；橋りょう工事業
×建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）〔244〕

0732 鉄筋工事業
主としてコンクリート用鉄筋工事を行う事業所をいう。
○鉄筋工事業

074　石工・レンガ・タイル・ブロック工事業

0741 石工工事業
主として現場で天然石あるいは人造石の造形，取付け仕上げを行う事業所をいう。
○石工業（建設工事を行うもの）；石工工事業；石垣築造業；道路石工事業；軌道石工事業
×建築材料卸売業〔531〕；石工品製造業〔2184〕，土工工事業〔0722〕

0742 れんが工事業
主としてれんが工事を行う事業所をいう。
○れんが工事業
×築炉工事業〔0891〕；モザイクタイル加工業〔2146〕

0743 タイル工事業
主としてタイル・モザイク・テラコッタ工事を行う事業所をいう。
○タイル工事業
×モザイクタイル加工業〔2146〕

0744 コンクリートブロック工事業
主としてコンリートブロック工事を行う事業所をいう。
○コンクリートブロック工事業；歩道用コンクリートブロック工事業
×コンクリート製品製造業〔2123〕

075　左官工事業

0751 左官工事業
主として左官工事，木舞工事並びに現場における擬石研ぎ出し・磨き出し工事及びモルタル

吹付工事などを行う事業所をいう。
○左官業；木舞業；漆くい工事業；磨き出し工事業；吹付工事業
076 板金・金物工事業
0761 金属製屋根工事業
主として亜鉛鉄板，銅板，アルミニウム板などを用い，折板，瓦棒，波形平板ぶきなどの工法による屋根工事を行う事業所をいう。
○鉄板屋根ふき業；銅板屋根ふき業；アルミニウム屋根ふき業
×かわら屋根ふき業〔0794〕；スレート屋根ふき業〔0794〕
0762 板金工事業
主としてとい(樋)，水切，雨押，スカイライト，ブリキ煙突などの工事を行う事業所をいう。
注文を受けて板金工事用の製品を製作し，これを現場で取り付ける事業所も含まれる。
○板金工事業
0763 建築金物工事業
主として面格子，装飾金物，メタルラスなどの建築金物工事を行う事業所をいう。
○建築金物工事業
×金物卸売業〔5591〕；金物小売業〔6021〕
077 塗装工事業
0771 塗装工事業(道路標示・区画線工事業を除く)
主として建築物内外，建築設備，鉄塔，鉄橋その他の鋼製構築物，木柱，木べい，木橋その他の木造構築物，船舶などの塗装を行う事業所をいう。
○塗装工事業；鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業(塗装工事を主とするもの)；船舶塗装業
×看板書き業〔9293〕；塗料卸売業〔5321〕；道路標示・区画線工事業〔0772〕
0772 道路標示・区画線工事業
主として道路面の標示・区画線工事を塗装によって行う事業所をいう。
○道路標示・区画線工事業
078 床・内装工事業
0781 床工事業
主としてプラスチック系床タイル，床シート，カーペット，フローリングブロックなどの取付け・仕上工事を行う事業所をいう。
○床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業
0782 内装工事業
主としてテックスその他繊維板のはり付け工事，壁紙工事，その他建築物及び船舶内部の装飾工事を行う事業所をいう。
○テックス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
×家具小売業〔6011〕；畳卸売業〔5513〕；家具・建具卸売業〔5511〕；室内装飾繊維品卸売業〔5514〕
079 その他の職別工事業
0791 ガラス工事業
主としてガラスの取付工事のみを行う事業所をいう。
ガラスを販売するとともにその取付工事を行う事業所は含まれない。
○ガラス工事業
×板ガラス卸売業〔5313〕；板ガラス小売業〔6094〕
0792 金属製建具工事業
主として金属製サッシ，金属製ドア，金属製シャッター，防火扉，非常階段などの取付工事のみを行う事業所をいう。
個人の注文を受けて金属製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ｉ－卸売・小売業〔6012〕に分類される。
○金属製建具取付業
×金属扉・窓枠・くり形及び組枠製造業〔2443〕；建具小売業〔6012〕
0793 木製建具工事業
主として木製建具の取付工事のみを行う事業所をいう。
個人の注文を受けて木製建具を製作しこれを取付ける事業所は大分類Ｉ－卸売・小売業〔6012〕に分類される。
○つりこみ業(木製建具工事業)
×建具小売業〔6012〕；家具・建具卸売業〔5511〕；建具製造業〔1331〕
0794 屋根工事業(金属製屋根工事業を除く)
主として屋根工事(金属製屋根工事を除く)を行う事業所をいう。
○屋根ふき業(板金を除く)；かわら屋根ふき業；木羽屋根ふき業；とんとんぶき業；スレート屋根ふき業；かや屋根ふき業
×コンクリート製品製造業〔2123〕；金属製屋根工事業〔0761〕
0795 防水工事業
主としてアスファルト防水工事，モルタル防水工事などを行う事業所をいう。
○防水工事業；アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業
0796 はつり・解体工事業
主としてコンクリート構造物のはつり及び破壊を行う事業所をいう。
○はつり工事業；解体工事業
0799 他に分類されない職別工事業
主として他に分類されない職別工事を行う事業所をいう。
○サンドブラスト業；潜水工事業；建設揚重業；炉解体業；カーテンウォール工事業；電気防蝕工事業

中分類 08－設備工事業

総　　説

この中分類には，主として電気工作物，電気通信信号施設，空気調和設備，給排水・衛生設備，昇降設備，その他機械装置などの設備を完成することを発注者に対し直接請負う事業所又は自己建設を行う事業所並びに下請としてこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う事業所が分類される。

小分類番号　細分類番号

080　管理，補助的経済活動を行う事業所（08　設備工事業）

0800　主として管理事務を行う本社等

主として設備工事業の事業所を統括する本社等として，自企業の経営を推進するための総務，財務・経理、法務，広報・宣伝，保有資機材の管理，仕入れ・原材料購入等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・支社・支所

0809　その他の管理，補助的経済活動を行う事業所

主として設備工事業における活動を促進するため，同一企業の他事業所に対して，輸送，清掃，修理・整備，保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○自家用車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用資材置場

081　電気工事業

0811　一般電気工事業

主として送電線・配電線工事(地中線工事を含む)，電気鉄道・トロリーカー・ケーブルカー等の電線路工事，海底電線路配線工事，しゅんせつ船電路工事，その他これらに類する工事並びに水力発電所・火力発電所の電気設備工事，変電所変電設備工事，開閉所設備工事，変流所設備工事，船内電気設備工事，電気医療装置設備工事等の設備工事をすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。

○送配電電線路工事業；電気設備工事業

0812　電気配線工事業

主として建築物，建造物の屋内，屋側及びその構内外の電灯照明，電力，同機器の配線工事，一般工場，事業場，会社，商店，住宅その他電灯照明電力機器の配線工事，屋外照明，アーケード，道路照明等の照明設備配線工事，一般電気使用施設の自家用受変電設備工事，配線工事，空港等の配線工事又はネオン広告塔・電気サイン広告塔・ネオン看板・電気看板等の設備並びに配線工事のすべて又はいずれかを施工する事業所をいう。

○電気配線工事業；ネオン装置工事業；船内配線業

×電気機械器具小売業〔5931〕；電気機械器具卸売業〔543〕；屋外広告業（総合的なサービスを提供するもの）〔7311〕

082　電気通信・信号装置工事業

0821　電気通信工事業(有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く)

主として電話線路(ケーブルを含む)，無線電信電話空中線設備(支持柱を含む)，電信電話機械設備に関する工事又はその一部を施工する事業所をいう。

ただし，有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所は細分類 0822 に分類される。

○電気通信工事業；電話線路工事業；通信土木工事業；有線・無線電話機械設備設置工事業；電信機械設備設置工事業；無線テレビジョン放送設備設置工事業；有線・無線ラジオ放送設備設置工事業

×通信機械器具卸売業〔5432〕；有線テレビジョン放送設備設置工事業〔0822〕

0822　有線テレビジョン放送設備設置工事業

主として有線テレビジョン放送設備の設置工事を施工する事業所をいう。

○有線テレビジョン放送設備設置工事業

0823　信号装置工事業

主として閉そく器，電気信号機，連動機，転てつ装置，踏切保安装置，電気信号線支持物などの信号保安装置及び火災報知機，その他の警報装置に関する工事を施工する事業所をいう。

○信号装置工事業；火災報知器工事業

×通信機械器具卸売業〔5432〕

083　管工事業(さく井工事業を除く)

0831　一般管工事業

主として冷暖房設備，温湿度調節装置，換気装置，空気調節装置，乾燥装置，冷凍冷蔵装置，製氷装置，冷却塔などの熱学施設及び給排水・衛生設備に関する工事をすべて施工する事業所をいう。

○一般管工事業

0832　冷暖房設備工事業

一般管工事業に属さない，主として冷暖房設備，温湿度調節装置，換気装置，空気調節装置，乾燥装置，冷凍冷蔵装置，製氷装置，冷却塔などの工事を施工する事業所をいう。

○冷暖房設備工事業；温湿度調節装置・乾燥装置工事業；冷凍冷蔵・製氷装置工事業

0833　給排水・衛生設備工事業

一般管工事業に属さない，主として建築物，工場など各種施設の給水設備(井戸ポンプを含む)，排水設備，給湯設備，消火設備，水洗便所，ちゅう房設備，汚水汚物処理装置，汚物浄

化槽，じんかい処理装置などの設備工事を施工する事業所をいう。
○給排水設備工事業；給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；衛生設備工事業；井戸ポンプ工事業
×衛生用陶磁器卸売業〔5319〕

0839 その他の管工事業
主としてガス導管配管，ガス内管配管，送油管配管，プラント配管，その他の配管工事を行う事業所をいう。
○ガス配管工事業；配管工事業

084 機械器具設置工事業

0841 機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く)
主として機械装置のすえ付基礎工事，機械装置のすえ付け，組立，解体などの工事を施工する事業所をいう。
○機械器具設置工事業；収じん(塵)装置工事業；索道架設工事業；計装工事業；自動ドア設置工事業

0842 昇降設備工事業
主としてエレベータ,エスカレータなどの昇降設備に関する建設工事を施工する事業所をいう。
○昇降設備工事業

089 その他の設備工事業

0891 築炉工事業
主として溶鉱炉，平炉，石灰窯，れんが窯，融解窯，じんあい(塵挨)焼却炉，火葬場の炉，火力発電所などのボイラなど各種の窯炉建設工事を行う事業所をいう。
○築炉工事業

0892 熱絶縁工事業
主として管，ボイラ，その他の熱絶縁工事を行う事業所をいう。
○保温保冷工事業；熱絶縁工事業；ボイラ熱絶縁工事業

0893 道路標識設置工事業
主として道路において標識設置工事を行う事業所をいう。
○道路標識設置工事業

0894 さく井工事業
主としてさく井，観測井・環元井，温泉の掘さく，浅井戸の築造，揚水設備の設置などの工事を行う事業所をいう。
○さく井工事業；さく泉工事業；井戸掘業
×原油採収業〔0531〕；天然ガス採取業〔0532〕

別表２

建設業法における建設業の範囲

No.1

建設工事の種類	建　設　工　事　の　内　容	建　設　工　事　の　例　示
土木一式工事	総合的な企画，指導，調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修，改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画，指導，調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し，又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事，型枠工事，造作工事
左官工事	工作物に壁土，モルタル，漆くい，プラスター，繊維等をこて塗り，吹付け，又ははり付ける工事	左官工事，モルタル工事，モルタル防水工事，吹付け工事，とぎ出し工事，洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ　足場の組立て，機械資材等の重量物の運搬配置，鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ　くい打ち，くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ　土砂等の掘削，盛上げ，締固め等を行う工事 ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	イ　とび工事，ひき工事，足場等仮設工事，重量物の揚重運搬配置工事，鉄骨組立て工事，コンクリートブロック据付け工事 ロ　くい工事，くい打ち工事，くい抜き工事，場所打ぐい工事 ハ　土工事，掘削工事，根切り工事，発破工事，盛土工事 ニ　コンクリート工事，コンクリート打設工事，コンクリート圧送工事，プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事，地盤改良工事，ボーリンググラウト工事，土留め工事，仮締切り工事，吹付け工事，道路付属物設置工事，捨石工事，外構工事，はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し，又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事，コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦，スレート，金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備，変電設備，送配電設備，構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事，送配電線工事，引込線工事，変電設備工事，構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事，照明設備工事，電車線工事，信号設備工事，ネオン装置工事
管工事	冷暖房，空気調和，給排水，衛生等のための設備を設置し，又は金属製等の管を使用して水，油，ガス，水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事，冷凍冷蔵設備工事，空気調和設備工事，給排水・給湯設備工事，厨房設備工事，衛生設備工事，浄化槽工事，水洗便所設備工事，ガス管配管工事，ダクト工事，管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが，コンクリートブロック等により工作物を築造し，又は工作物にれんが，コンクリートブロック，タイル等を取付け，又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事，レンガ積み(張り)工事，タイル張り工事，築炉工事，スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	形鋼，鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事，橋梁工事，鉄塔工事，石油，ガス等の貯蔵用タンク設置工事，屋外広告工事，閘門，水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し，接合し，又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事，鉄筋継手工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト，コンクリート，砂，砂利，砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事，コンクリートほ装工事，ブロックほ装工事，路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川，港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

建設工事の種類	建　設　工　事　の　内　容	建　設　工　事　の　例　示
板　金　工　事	金属薄板等を加工して工作物に取付け，又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事，建築板金工事
ガ ラ ス 工 事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗　装　工　事	塗料，塗材等を工作物に吹付け，塗付け，又ははり付ける工事	塗装工事，溶射工事，ライニング工事，布張り仕上工事，鋼構造物塗装工事，路面標示工事
防　水　工　事	アスファルト，モルタル，シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事, モルタル防水工事，シーリング工事，塗膜防水工事，シート防水工事，注入防水工事
内 装 仕 上 工 事	木材，石膏ボード，吸音板，壁紙，たたみビニール床タイル，カーペット，ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事，天井仕上工事，壁張り工事，内装間仕切り工事，床仕上工事，たたみ工事，ふすま工事，家具工事，防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事，運搬機器設備工事，内燃力発電設備工事，集塵機器設備工事，給排気機器設備工事，揚排水機器設備工事，ダム用仮設備工事，遊技施設設置工事，舞台装置設置工事，サイロ設置工事，立体駐車場設備工事
熱 絶 縁 工 事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備，冷凍冷蔵設備，動力設備又は燃料工業, 化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電 気 通 信 工 事	有線電気通信設備，無線電気通信設備，放送機械設備，データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事，電気通信機械設置工事，放送機械設置工事，空中線設備工事，データ通信設備工事，情報制御設備工事，ＴＶ電波障害防除設備工事
造　園　工　事	整地，樹木の植栽，景石のすえ付け等により庭園，公園，緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事，地被工事，景石工事，地ごしらえ工事，公園設備工事，広場工事，園地工事，水景工事、緑地育成工事
さ く 井 工 事	さく井機械等を用いてさく孔，さく井を行う工事又はこれらの工事を伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事，観測井工事，還元井工事，温泉掘削工事，井戸築造工事，さく孔工事，石油掘削工事，天然ガス掘削工事，揚水設備工事
建　具　工　事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事, サッシ取付け工事，金属製カーテンウォール取付け工事，シャッター取付け工事, 自動ドアー取付け工事，木製建具取付け工事，ふすま工事
水 道 施 設 工 事	上水道，工業用水道等のための取水，浄水，配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事，浄水施設工事，配水施設工事，下水道処理設備工事
消 防 施 設 工 事	火災警報設備，消火設備，避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し，又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事，スプリンクラー設置工事，水噴射，泡，不燃性ガス，蒸発性液体又は粉末による消火設備工事，屋外消火栓設置工事，動力消防ポンプ設置工事，火災報知設備工事, 漏電火災警報器設置工事，非常警報設備工事，金属製避難はしご，救助袋，緩降機，避難橋又は排煙設備の設置工事
清 掃 施 設 工 事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事，し尿処理施設工事
解　体　工　事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

別表３

認定訓練における建設関連の訓練の種類等一覧

１　普通職業訓練

①　普通課程

訓練科		訓練期間
訓練系	専攻科	
園芸サービス系	造園科	１年
金属加工系	塑性加工科	〃
〃	溶接科	〃
〃	構造物鉄工科	〃
木材加工系	木工科	〃
電力系	電気工事科	〃
〃	送配電科	〃
機械整備系	建設機械整備科	〃
石材系	石材加工科	〃
建築施工系	木造建築科	〃
〃	枠組壁建築科	〃
〃	とび科	〃
〃	鉄筋コンクリート施工科	〃
〃	プレハブ建築科	〃
〃	建築設計科	〃
建築外装系	屋根施工科	〃
〃	スレート施工科	〃
〃	防水施工科	〃
〃	サッシ・ガラス施工科	〃
〃	建築板金科	〃
建築内装系	畳科	〃
〃	インテリア・サービス科	〃
〃	床仕上施工科	〃
〃	表具科	〃
建築仕上系	左官・タイル施工科	〃
〃	築炉科	〃
〃	ブロック施工科	〃
〃	熱絶縁施工科	〃
設備施工系	冷凍空調設備科	〃
〃	配管科	〃
〃	住宅設備機器科	〃
土木系	さく井科	〃
〃	土木施工科	〃
〃	測量・設計科	〃
揚重運搬機械運転系	クレーン運転科	〃
〃	建設機械運転科	〃
塗装系	建築塗装科	〃

② 短期課程のうち各技能士コース

イ 一級技能士コース

	訓練科	訓練時間		
		150時間	120時間	100時間
1	造園科			○
2	さく井科			○
3	鉄工科		○	
4	建築板金科		○	
5	建設機械整備科	○		
6	冷凍空気調和機器施工科	○		
7	建具製作科		○	
8	石材加工科			○
9	建築大工科		○	
10	かわらぶき科			○
11	とび科			○
12	左官科			○
13	築炉科			○
14	ブロック建築科			○
15	タイル張り科			○
16	畳製作科			○
17	配管科		○	
18	厨房設備施工科			○
19	型枠施工科			○
20	鉄筋施工科			○
21	コンクリート圧送施工科			○
22	防水施工科			○
23	内装仕上施工科			○
24	スレート施工科			○
25	熱絶縁施工科			○
26	カーテンウォール施工科		○	
27	サッシ施工科		○	
28	ガラス施工科			○
29	ウェルポイント施工科			○
30	建築図面製作科	○		
31	表装科			○
32	塗装科			○

ロ 二級技能士コース

	訓練科	訓練時間		
		150時間	120時間	100時間
1	造園科			○
2	さく井科			○
3	鉄工科		○	
4	建築板金科		○	
5	建設機械整備科	○		
6	冷凍空気調和機器施工科	○		
7	建具製作科		○	
8	石材加工科			○
9	建築大工科		○	
10	かわらぶき科			○
11	とび科			○
12	左官科			○
13	築炉科			○
14	ブロック建築科			○
15	タイル張り科			○
16	畳製作科			○
17	配管科		○	
18	厨房設備施工科			○
19	型枠施工科			○
20	鉄筋施工科			○
21	コンクリート圧送施工科			○
22	防水施工科			○
23	内装仕上施工科			○
24	スレート施工科			○
25	熱絶縁施工科			○
26	カーテンウォール施工科		○	
27	サッシ施工科		○	
28	ガラス施工科			○
29	ウェルポイント施工科			○
30	建築図面製作科	○		
31	表装科			○
32	塗装科			○

ハ 単一等級技能士コース

	訓練科	訓練時間 150時間
1	枠組壁建築科	○
2	れんが積み科	○
3	エーエルシーパネル施工科	○
4	コンクリート積みブロック施工科	○
5	浴槽設備施工科	○
6	樹脂接着剤注入施工科	○
7	バルコニー施工科	○
8	路面標示施工科	○

③　短期課程のうち管理監督者コース

教科の科目	訓練時間
	時間
監督者訓練1科 （仕事の教え方）	10
監督者訓練2科 （改善の仕方）	10
監督者訓練3科 （人の扱い方）	10
監督者訓練4科 （安全作業のやり方）	12
監督者訓練5科 （訓練計画の進め方）	40
監督者訓練6科 （問題解決の仕方）	40 座学　20 職場実習　20

④　短期課程のうち別表第4に定めるもの

訓練科目	訓練期間
板金科	6　月
製材機械整備科	〃
建設機械整備科	〃
石材科	〃
建築科	〃
とび科	〃
ブロック建築科	〃
配管科	〃
さく井科	〃
建設科	〃
プレハブ建築科	〃
土木科	〃
ボイラー運転科	〃
クレーン運転科	〃
建設機械運転科	3　月
玉掛け科	2　月

⑤　上記以外の短期課程

教科の科目	訓練時間
訓練の対象となる労働者の技能の程度に応じてその職業に必要な技能を修得させるために適切と認められるものであること。 ただし、経理事務（建設業経理事務士に係る訓練は除く。）、営業販売的な要素を持った訓練は除く。	12時間以上

2　高度職業訓練

①　専門課程

訓練科		訓練期間
訓練系	専攻科	
居住システム系	住居環境科	2　年
〃	建築科	〃
〃	建築物仕上料	〃
〃	建築設備科	〃
〃	インテリア科	〃
土木システム工学科		2　年

3　指導員訓練

①　研修課程

教科	訓練時間
指導方法、専門学科 又は実技	12時間以上

(注)訓練時間は、標準を示すものであること。

別表 4

建設工事における作業に直接関連する訓練科等

No. 1

訓練科	技能の範囲	指導員免許職種	技能検定職種
造園科	庭園等の築造	造園科	造園
溶接科	電気溶接、ガス溶接及びガス切断	溶接科	
構造物鉄工科	鉄塔、橋、鉄骨建築物等の構造物の製作における現図製作並びに鉄鋼材加工、取付け及び組立て	構造物鉄工科	鉄工
塑性加工科	建築板金	塑性加工科	建築板金
建築板金科	建築板金	建築板金科	建築板金
送配電科	電路の架設、敷設、保守等	送配電科	
電気工事科	電灯、電気照明設備その他の配線工事及び簡単な電気機器の修理	電気科	
建設機械整備科	建設機械の整備及び建設機械による施工	建設機械科	建設機械整備
冷凍空気調和機器設備科	冷凍、冷却及び空気調和用機器のすえ付け及び整備	冷凍空気調和機器科	冷凍空気調和機器施工
木工科	木工品の製作及び修理(建具製作の場合のつり込み作業を含む。)	木工科	建具製作
窯業焼成科	セメント、研削といし、耐火れんが、かわら等の成形及び焼成(陶磁器の成形及び焼成を除く。)	窯業焼成科	
石材科	採石、石材加工、石張り及び石積み	石材科	石材施工、コンクリート積みブロック施工
建築科	木造家屋の建築	建築科	建築大工 枠組壁建築 サッシ施工 バルコニー施工 建築図面製作
家屋営繕科	家屋及び家屋附帯物の簡易な営繕	建築科	建築大工 サッシ施工 建築図面製作
屋根施工科	屋根ふき(トタンによるものを除く。)	屋根科	かわらぶき
とび科	建方、引き家、つりもの、解体等のとび作業	とび科	とび
左官科	下地、土壁、モルタル、プラスタ、しっくい、人造石等の施工	左官科	左官
築炉科	金属、ガラス等の溶解炉及び過熱炉並びに窯業用窯その他の工業窯炉の築造及び修理	築炉科	築炉 れんが積み
ブロック建築科	コンクリートブロック等による建築	ブロック建築科	れんが積み ブロック建築 ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ施工
タイル施工科	タイル施工	タイル科	タイル張り
畳科	畳の製造、敷込み及び修理	畳科	畳製作
配管科	金属管及び非金属管の加工及び装着並びにこれらに必要な薄板小物製作	配管科	配管 浴槽設備施工
住宅設備機器施工科	一般住宅の浴槽設備、給湯設備、厨房設備等のすえ付け及び整備	住宅設備機器科	配管 浴槽設備施工 厨房設備施工

訓練科	技能の範囲	指導員免許職種	技能検定職種
さく井科	さく井及び水文地質調査における掘さく、検層、仕上げ、揚水等	さく井科	さく井 ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ施工
建設科	鉄筋コンクリート・体工事の型わく工作、鉄筋工作、配筋及びコンクリート打設	建設科	鉄筋施工 型枠施工 ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送施工
プレハブ建築科	プレハブ建築	プレハブ建築科	建築大工 枠組壁建築 バルコニー施工
スレート施工科	スレートによる建築物及び工作物の施工	スレート科	スレート施工
防水施工科	建築物または工作物の防水施工	防水科	防水施工
インテリア・サービス科	室内装飾品の選定、内装施工等	インテリア科	内装仕上げ施工 表装
床仕上げ施工科	ビニールアスベストタイル、カーペット等による床仕上げ	床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁施工科	建築設備、燃料供給装置、化学反応装置、その他の装置、車両、船舶等の熱絶縁	熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ施工科	金属製建具及びカーテンウォールの組立て及び取付け	サッシ科	サッシ施工 ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ施工 バルコニー施工
ガラス施工科	建築物、車両等における板ガラスの装着及びガラスブロックの組積	ガラス施工科	ガラス施工
土木科	道路、河川、護岸等の土木施工	土木科	ｳｪﾙﾎﾟｲﾝﾄ施工
地質調査科	地質調査におけるボーリング、サンプリング、現位置試験等	地質調査科	
測量科	測量	測量科	
クレーン運転科	揚貨装置、クレーン等の運転及び保守	クレーン科	
建設機械運転科	建設機械による施工並びに建設機械の簡単な修理及び調整	建設機械科	
建築製図科	家屋その他の建築物の製図及び写図並びに簡単な設計	建築科	建築図面製作
トレース科	機械、電気、土木及び建築に関する図面の写図	トレース科	
構造物製図科	鉄骨建築物の製図及び写図並びに簡単な設計	構造物鉄工科	鉄工
表具科	ふすまの仕上げ、壁装及び掛軸等の表具	表具科	表装
塗装科	建築物の塗装	塗装科	塗装 路面標示施工
玉掛け科	玉掛け及び合図	クレーン科	
室内造形科	室内の意匠、内装施工	インテリア科	内装仕上げ施工 表装
		木工科	建具製作
塗装技術科	建築物の塗装及びレタリング	塗装科	塗装

別表５

安衛法に定める特別教育の時間

区　　分	特別教育の時間	
	学　科	実　技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第3号　アーク溶接	11	10
第4号　電気取扱い(高圧)	11	15
〃　(低圧)	7	7
第5号の3　不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号　小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）の運転	7	6
〃　(基礎工事用)　〃	7	6
〃　(解体用)　〃	7	7
第9号の2　基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3　車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第10号　ローラーの運転	6	4
第10号の2　車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3　ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4　ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5　高所作業車(10m未満)の運転	6	3
第11号　巻上げ機の運転	6	4
第13号　軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号　クレーンの運転	9	4
第16号　移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号　デリックの運転	9	4
第18号　建設用リフトの運転	5	4
第19号　玉掛け	5	4
第20号　ゴンドラ操作	5	4
第20号の2　作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号　高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	10	2
第22号　気閘室への送気または気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号　潜水作業者への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	2
第24号　再圧室を操作する業務	9	3
第38号　①除染等業務（下段②を除く）	4	1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
③特定線量下業務	2.5	
第39号　足場の組み立て、解体または変更の作業に係る業務（地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く。）	6	

注１　第9号小型車両系建設機械(基礎工事用)の運転、基礎工事用建設機械の運転及び第9号の3車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作の業務に係る特別教育の時間の内訳は、次表のとおりであること。

基礎工事関係特別教育の時間の内訳

特別教育の種類	科目		時間	
小型車両系建設機械（基礎工事用）の運転の業務 （機体重量3トン未満で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの）	学科	走行に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識	2	7時間
		作業に関する装置の構造、取り扱い及び作業方法に関する知識	3	
		運転に必要な一般的事項に関する知識	1	
		関係法令	1	
	実技	走行の操作	3	6
		作業のため装置の操作及び合図	3	
	合計		13	
基礎工事用建設機械の運転の業務 （動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるもの以外のもの）	学科	基礎工事用建設機械に関する知識	4	7
		運転に必要な一般的事項に関する知識	2	
		関係法令	1	
	実技	基礎工事用建設機械の運転	4	5
		運転のための合図	1	
	合計		12	
車両系建設機械（基礎工事用）の作業装置の操作の業務 （動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作で、車体上の運転者席における操作を除く。）	学科	作業装置に関する知識	3	5
		作業装置の操作のために必要な一般的事項に関する知識	1	
		関係法令	1	
	実技	作業装置の操作	3	4
		運転のための合図	1	
	合計		9	

別表５－２

危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の時間

（危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針　別表）

区分	時間
５　クレーン運転士安全衛生教育	６
６　移動式クレーン運転士安全衛生教育	６
７　ガス溶接業務従事者安全衛生教育	５
９　車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育	６
９の２　車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	６
１２　ローラー運転業務従事者安全衛生教育	６
１５　玉掛業務従事者安全衛生教育	５

別表６

安衛法に定める教習及び技能講習の時間

区　　分	教習時間又は講習時間	
	学　　科	実　　技
労働安全衛生法第 75 条別表第 17(教習)	時間	時間
2　クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
3　移動式クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
労働安全衛生法第 76 条別表第 18(技能講習)		
5　地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	
6　ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	13	
7　ずい道等の覆工作業主任者技能講習	13	
8　型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	
9　足場の組立て等作業主任者技能講習	13	
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	
24　酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26　床上操作式クレーン(5t 以上)運転技能講習	13	7
〃	10	6
〃	13	6
27　小型移動式クレーン(1t 以上 5t 未満)運転技能講習	13	7
〃	10	6
〃	10	7
〃	13	6
28　ガス溶接技能講習	8	5
31　車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習	13	25
〃	9	25
〃	13	5
〃	9	5
〃	5	5
〃	4	2
32　車両系建設機械(解体用)運転技能講習	13	25
〃	6	5
〃	2	1
〃	9	5
〃	13	5
〃	9	25
〃	3	2

33　車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
〃	4	5
〃	6	15
〃	7	15
〃	10	15
〃	14	15
34　不整地運搬車(1t 以上)運転技能講習	11	24
〃	7	4
〃	11	4
〃	7	24
35　高所作業車(10m 以上)運転技能講習	11	6
〃	6	6
〃	8	6
36　玉掛け技能講習	12	7
〃	9	6
〃	12	6
〃	11	5
〃	11	4

注　教習時間並びに 5 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者、6 ずい道等の堀削等作業主任者、7 ずい道等の覆工作業主任者、8 型枠支保工の組立て等作業主任者、9 足場の組立て等作業主任者、10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者、11 鋼橋架設等作業主任者、12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者、13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習、17 木造建築物の組立て等作業主任者、24 酸素欠乏危険作業主任者、25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、26 床上操作式クレーン(5t 以上)運転、27 小型移動式クレーン(1t 以上 5t 未満)運転、31 車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転、32 車両系建設機械(解体用)運転、33 車両系建設機械(基礎工事用)運転、34 不整地運搬車(1t 以上)、35 高所作業車(10m 以上)運転、36 玉掛けの各技能講習の講習時間の内訳は、次表のとおりであること。

別表６のクレーン、移動式クレーン、デリック運転実技教習の時間の内訳

実習内容		時間		備考
実技	基本運転	4	9	実技の時間は，当該運転実技教習規程に定める時間
	応用運転	4		
	合図の基本作業	1		
学科	安全	3	23	学科の時間は、指定教習機関が、修了試験の際の学科試験のための補習として、独自に行っている時間を例示
	一般知識	5		
	原動機	5		
	力学	5		
	法令	5		
合計		32		

別表６の酸素欠乏危険作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

講習内容 / 受講又は免除の資格等		学科					実技			合計
		酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識	酸素欠乏の原因及び防止措置に関する知識	保護具に関する知識	関係法令	計	救急そ生の方法	酸素の濃度の測定方法	計	
全く経験のない者		2	3	2	2	9	2	1	3	12
受講一部免除者	昭和46年9月26日までに都道府県労働基準局長又は建設業労働災害防止協会が行った酸欠作業主任者講習を修了した者				2	2	2	1	3	5
	日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者	2	3	2	2	9		1	1	10

別表６の地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

受講又は免除の資格等 ＼ 講習内容		学科				
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		10.5	3.5	1.5	1.5	17
受講一部免除者	一　地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程第一条第一号、第三号及び第六号に掲げる者 二　職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設科又はさく井科の訓練（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者			1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる建設科、土木科又はさく井科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者				1.5	1.5
	建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の三に規定する土木施工管理技術検定に合格した者			1.5	1.5	3

別表６のずい道等の掘削等作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位：時間）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">講習内容
受講又は
免除の資格等</td><td colspan="5">学　　科</td></tr>
<tr><td>作業の方法に関する知識</td><td>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td><td>作業者に対する教育等に関する知識</td><td>関係法令</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">受講資格を満たす者</td><td>6</td><td>4</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>13</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受講一部免除者</td><td>一　ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程第一条第三号及び第四号に掲げる者

二　職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる土木科の訓練又は旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練のうち旧能開法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる採鉱科若しくは土木科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（採鉱科の訓練を修了した者にあつては当該訓練において掘進又は支柱作業についての技能を専攻した者に限り、土木科の訓練を修了した者にあつては当該訓練においてトンネルについての技能を専攻した者に限る。）</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>3</td></tr>
<tr><td>職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる土木科又は旧能開法第二十八条第一項に規定する旧能開法規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる採鉱科の職種に係る職業訓練指導員の免許を受けた者</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr>
</table>

別表６のずい道等の覆工作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">講習内容
受講又は
免除の資格等</td><td colspan="5">学　　科</td></tr>
<tr><td>作業の方法に関する知識</td><td>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td><td>作業者に対する教育等に関する知識</td><td>関係法令</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">受講資格を満たす者</td><td>6</td><td>4</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>13</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受講一部免除者</td><td>一　ずい道等の覆工作業主任者技能講習規程第一条第二号及び第三号に掲げる者

二　職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる土木科の訓練（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（トンネルについての技能を専攻した者に限る。）</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>3</td></tr>
<tr><td>職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる土木科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr>
</table>

別表６の型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位：時間）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">講習内容
受講又は
免除の資格等</td><td colspan="5">学　　科</td></tr>
<tr><td>作業の方法に関する知識</td><td>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td><td>作業者に対する教育等に関する知識</td><td>関係法令</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">受講資格を満たす者</td><td>7</td><td>3</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>13</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受講一部免除者</td><td>一　型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習規程第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる者

二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建設科若しくはブロツク建築科の訓練又は旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練のうち旧能開法規則別表第七の訓練科の欄に掲げる建設科、型わく科若しくはブロツク建築科の訓練（訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者

三 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、ブロツク建築又はとびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>3</td></tr>
<tr><td>職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる建設科、建築科、建築ブロツク科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr>
</table>

別表６の足場の組立て等作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">講習内容
受講又は
免除の資格等</td><td colspan="5">学　　科</td></tr>
<tr><td>作業の方法に関する知識</td><td>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td><td>作業者に対する教育等に関する知識</td><td>関係法令</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">受講資格を満たす者</td><td>7</td><td>3</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>13</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受講一部免除者</td><td>一足場の組立て等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者

二 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>3</td></tr>
<tr><td>職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr>
</table>

別表６の建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

講習内容 受講又は免除の資格等		学科					
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具、等に関する知識	作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		5	1.5	1.5	1.5	1.5	11
受講一部免除者	一　建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者 二　職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者				1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者					1.5	1.5
	一 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者 二 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	5	1.5			1.5	8

別表６の鋼橋架設等作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位：時間）

受講又は免除の資格等 ＼ 講習内容		学科					
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具等に関する知識	作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		5	1.5	1.5	1.5	1.5	11
受講一部免除者	一鋼橋架設等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者 二 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者				1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者					1.5	1.5
	一 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 二 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	5	1.5			1.5	8

別表６のコンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">講習内容
受講又は
免除の資格等</td><td colspan="5">学　　科</td></tr>
<tr><td>作業の方法に関する知識</td><td>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td><td>作業者に対する教育等に関する知識</td><td>関係法令</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">受講資格を満たす者</td><td>7</td><td>3</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>13</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受講一部免除者</td><td>一 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者

二　職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、 職業能力開発促進法作業環境等に施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（解体についての技能を専攻した者に限る。）

三　職業訓練法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>3</td></tr>
<tr><td>職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr>
</table>

別表６のコンクリート橋架設等作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

受講又は免除の資格等 ＼ 講習内容		学科					
		作業の方法に関する知識	工事用設備、機械、器具等に関する知識	作業環境等に関する知識	作業者に対する教育等に関する知識	関係法令	計
受講資格を満たす者		5	1.5	1.5	1.5	1.5	11
受講一部免除者	一 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習規程第一条各号に掲げる者 二 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、とびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者				1.5	1.5	3
	職業能力開発促進法第二十八条第二項に規定する職業訓練指導員免許のうち職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者					1.5	1.5
	一 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 二 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 三 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	5	1.5			1.5	8

別表６の木造建築物の組立て等作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">講習内容
受講又は
免除の資格等</td><td colspan="5">学　　科</td></tr>
<tr><td>木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取付け等に関する知識</td><td>工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識</td><td>作業者に対する教育等に関する知識</td><td>関係法令</td><td>計</td></tr>
<tr><td colspan="2">受講資格を満たす者</td><td>7</td><td>3</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>13</td></tr>
<tr><td rowspan="3">受講一部免除者</td><td>一 型わく支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者

二 足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者

三 鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者

四 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者</td><td>7</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>8.5</td></tr>
<tr><td>一 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習規程第一条第一号から第四号まで及び第六号に掲げる者

二 職業能力開発促進法第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第四の訓練科の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の訓練（旧能開法第二十七条第一項の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの、訓練法第十条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第八条第一項の能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者（とび科の訓練を修了した者にあつては木造軸組みについての技能を専攻した者に限り、プレハブ建築科を修了した者にあつては木質構造施工についての技能を専攻した者に限る。）

三 職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）別表第一に掲げる検定職種のうち、建築大工又はとびに係る一級又は二級の技能検定に合格した者</td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>3</td></tr>
<tr><td>職業能力開発促進法第二十八条第一項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第十一の免許職種の欄に掲げる建築科、とび科又はプレハブ建築科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</td><td></td><td></td><td></td><td>1.5</td><td>1.5</td></tr>
</table>

別表６の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

講習内容／受講又は免除の資格等		学科					実技			合計
		酸素欠乏症及び救急そ生に関する知識	酸素欠乏等の発生の原因及び防止措置に関する知識	保護具に関する知識	関係法令	計	救急そ生の方法	酸素及び硫化水素の濃度の測定方法	計	
全く経験のない者		3	4	2	2.5	11.5	2	2	4	15.5
受講一部免除者	第１種技能講習(酸素欠乏症防止規則等一部改正前の酸素欠乏危険作業主任者技能講習を含む。)を修了した者	1 （硫化水素中等に関する知識）	1 （空気中の硫化水素の濃度が百万分の十を超える状態の発生の原因及び防止措置に関する知識）		0.5	2.5		1 （硫化水素の濃度の測定方法）	1	3.5
	昭和 46 年 9 月 26 日までに都道府県労働基準局長又は建設業労働災害防止協会が行った酸欠作業主任者講習を修了した者	1 （同　上）	1 （同　上）		2.5	4.5	2	2	4	8.5
	日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員適任証を受けた者	3	4	2	2.5	11.5		2	2	13.5

別表６の床上操作式クレーン(5t 以上)運転技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

講習内容／受講又は免除の資格等		学科					実技			合計
		床上操作式クレーンの知識	原動機及び電気の知識	運転に必要な力学知識	関係法令	計	運転	運転のための合図	計	
全く経験のない者		6	3	3	1	13	6	1	7	20
受講一部免除者	移動式クレーン、デリック、若しくは揚貨装置運転士免許を受けた者、又は小型移動式クレーン運転若しくは玉掛け技能講習を修了した者	6	3		1	10	6		6	16
	クレーン、移動式クレーン、デリック、若しくは玉掛けの業務に６ヶ月以上ついた経験のある者 （事業主の証明が必要）	6	3	3	1	13	6		6	19

別表６の小型移動式クレーン(1t 以上 5t 未満)運転技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

講習内容 ＼ 受講又は免除の資格等		学科					実技			合計
		床上操作式クレーンの知識	原動機及び電気の知識	運転に必要な力学知識	関係法令	計	運転	運転のための合図	計	
全く経験のない者		6	3	3	1	13	6	1	7	20
受講一部免除者	クレーン、デリック、若しくは揚貨装置運転士免許を受けた者、又は床上操作式クレーン運転若しくは玉掛け技能講習を修了した者	6	3		1	10	6		6	16
	建設機械施工技術検定のうち 1 「1 級の技術検定合格者」で、実施試験においてショベル系建設機械操作施工法若しくは基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は 2 「2 級の技術検定」で、第 2 種若しくは第 6 種に該当するものに合格した者	6		3	1	10	6	1	7	17
	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者									
	クレーン、移動式クレーン、デリック若しくは玉掛けの業務に 6 ヶ月以上ついた経験のある者（事業主の証明が必要）	6	3	3	1	13	6		6	19

別表６の車両系建設機械〔整地・運搬・積込用及び掘削用〕運転技能講習の時間の内訳

（単位:時間）

講習内容 ＼ 受講又は免除の資格等		学科					実技			合計
		走行装置の構造・取扱い	作業装置の構造・取扱い	運転に必要な一般知識	関係法令	計	走行の操作	作業の操作	計	
全く経験のない者		4	5	3	1	13	20	5	25	38
受講一部免除者	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者		5	3	1	9	20	5	25	34
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用）又は不整地運搬車の運転業務に 6 ヶ月以上ついた経験のある者（事業主の証明が必要）	4	5	3	1	13		5	5	18
	大型特殊自動車免許を有する者、又は普通若しくは大型自動車免許をもち、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用）若しくは不整地運搬車の運転業務に 3 ヶ月以上ついた経験のある者（免許証及び事業主の証明が必要）、又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者		5	3	1	9		5	5	14
	建設機械施工技術検定のうち、 1「1 級の技術検定合格者」で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者 2 「2 級の技術検定」で、第 4 種から第 6 種に該当するものに合格した者		5			5		5	5	10
	車両系建設機械（解体用）運転技能講習を修了した者		2	1.5	0.5	4		2	2	6

別表６の車両系建設機械(解体用)運転技能講習の時間の内訳

（単位：時間）

受講又は免除の資格等 ＼ 講習内容		学科					実技			合計
		走行装置の構造・取扱い	作業装置の構造・取扱い	運転に必要な一般知識	関係法令	計	走行の操作	作業のための装置の操作	計	
全く経験のない者		4	5	3	1	13	20	5	25	38
受講一部免除者	建設機械施工技術検定のうち、 1 「1 級の技術検定合格者」で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法若しくはショベル系建設機械操作施工法を選択しなかった者 2 「2 級の技術検定」で、第 4 種から第 6 種に該当するものに合格した者		5	0.5	0.5	6		5	5	11
	建設機械施工技術検定のうち、 1 「1 級の技術検定合格者」で、実地試験においてショベル系建設機械操作施工法を選択した者 2 「2 級の技術検定」で、第 2 種に該当するものに合格した者		1	0.5	0.5	2		1	1	3
	大型特殊自動車免許を有する者、又は普通若しくは大型自動車免許をもち、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用)若しくは不整地運搬車の運転業務に 3 ヶ月以上ついた経験のある者(免許証及び事業主の証明が必要)、又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者		5	3	1	9		5	5	14
	車両建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用)又は不整地運搬車の運転業務に 6 ヶ月以上ついた経験のある者(事業主の証明が必要)	4	5	3	1	13		5	5	18
	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者		5	3	1	9	20	5	25	34
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用)運転技能講習を修了した者		2	0.5	0.5	3		2	2	5
技能特例講習	車両系建設機械（解体用）技能講習を修了し、鉄骨切断機等の運転業務に 6 ヶ月以上ついた経験のある者 （第 1 種特例講習）		1	0.5	0.5	2			0	2
	車両系建設機械（解体用）技能講習を修了し、鉄骨切断機等の運転業務に 6 ヶ月以上ついた経験のない者 （第 2 種特例講習）		1	0.5	0.5	2		1	1	3
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用)運転技能講習を修了し、鉄骨切断機等の運転業務に 6 ヶ月以上ついた経験のある者 （第 3 種特例講習）		2	0.5	0.5	3			0	3
	技能講習等を修了せず、鉄骨切断機等の運転業務に 6 ヶ月以上ついた経験のある者 （第 4 種特例講習）	2	2.5	1.5	1	7			0	7

別表６の車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習の時間の内訳

（単位：時間）

講習内容 ＼ 受講又は免除の資格等		学科					実技			合計
		走行装置の構造・取扱い	作業装置の構造・取扱い	運転に必要な一般知識	関係法令	計	走行の操作	装置の操作及び	計	
全く経験のない者		4	6	3	1	14	10	15	25	39
受講一部免除者	移動式クレーン運転士免許を受けた者		2	1	1	4		5	5	9
	建設機械施工技術検定のうち、 1 「1 級の技術検定合格者」で実地試験において基礎工事用建設機械操作施工法を選択しなかった者 2 「2 級の技術検定」で、第 1 種から第 5 種に該当するものに合格した者		6 6		0 1	6 7		15 15	15 15	21 22
	大型特殊自動車免許を有する者、又は普通若しくは大型自動車免許をもち、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、解体用）若しくは不整地運搬車の運転業務に 3 ヶ月以上ついた経験のある者（免許証及び事業主の証明が必要）、又は車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用）運転技能講習若しくは不整地運搬車運転技能講習を修了した者		6	3	1	10		15	15	25
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、解体用）又は不整地運搬車の運転業務に 6 ヶ月以上ついた経験のある者（事業主の証明が必要）	4	6	3	1	14		15	15	29

別表６の不整地運搬車（1t 以上）運転技能講習の時間の内訳

（単位：時間）

講習内容 / 受講又は免除の資格等		学科					実技			合計
		走行装置の構造・取扱い	荷の運搬の知識	運転に必要な力学知識	関係法令	計	走行の操作	荷の運搬	計	
全く経験のない者		4	4	2	1	11	20	4	24	35
受講一部免除者	建設機械施工技術検定のうち、 1 「1 級の技術検定合格者」で、実地試験においてトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった者 2 「2 級の技術検定」で、第 2 種から第 6 種に該当するものに合格した者		4	2	1	7		4	4	11
	大型特殊自動車免許を有する者、又は普通若しくは大型自動車免許をもち、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用）若しくは不整地運搬車の運転業務に 3 ヶ月以上ついた経験のある者（免許証及び事業主の証明が必要）									
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用・掘削用、解体用）運転技能講習を修了した者									
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用）又は不整地運搬車の運転業務に 6 ヶ月以上ついた経験のある者（事業主の証明が必要）	4	4	2	1	11		4	4	15
	車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習を修了した者		4	2	1	7	20	4	24	31

別表６の高所作業車(10m 以上)運転技能講習の時間の内訳

(単位:時間)

講習内容 / 受講又は免除の資格等		学科					実技	合計
		作業に関する装置の構造・取扱い	原動機の知識	運転に必要な一般知識	関係法令	計	作業のための装置の操作	
全く経験のない者		5	3	2	1	11	6	17
受講一部免除者	移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	5			1	6	6	12
受講一部免除者	建設機械施工技術検定に合格した者、又は大型特殊自動車免許、大型自動車免許若しくは普通自動車免許を有する者、又はフォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用、掘削用、基礎工事用、解体用)、不整地運搬車のうち、いずれかの運転技能講習を修了した者	5		2	1	8	6	14

別表６の玉掛け技能講習の時間の内訳

（単位：時間）

講習内容 ＼ 受講又は免除の資格等		学科					実技			合計
		クレーン等に関する知識	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	クレーン等の玉掛け方法	関係法令	計	クレーン等の玉掛け	クレーン等の運搬のための合図	計	
全く経験のない者		1	3	7	1	12	6	1	7	19
受講一部免除者	1 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許又は揚荷装置運転士免許を受けた者 2 床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	1		7	1	9	6		6	15
	1 クレーン、移動式クレーン、跨線テルハ(5t 以上)、デリック(5t 未満)の運転の業務に、6 ヶ月以上従事した経験を有する者 2 鉱山においてクレーンの運転の業務に、1 ヶ月以上従事した経験を有する者 3 鉱山において移動式クレーン(5t 以上)の運転の業務に、1 ヶ月以上従事した経験を有する者(事業主の証明が必要)	1	3	7	1	12	6		6	18
	1t 以上のクレーン、移動式クレーン、デリック若しくは揚荷装置又は 1t 未満の揚荷装置の玉掛の補助作業の業務に 6 ヶ月以上ついた経験を有する者(事業主の証明が必要)	1	3	6	1	11	4	1	5	16
	1t 未満のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛の補助作業の業務に 6 ヶ月以上ついた経験を有する者(事業主の証明が必要)	1	3	6	1	11	4		4	15

別表７

建設関連技能検定職種一覧

番　号	検　定　職　種	番　号	検　定　職　種
1	造　園	○22	（削除）
2	さく井	○23	厨房設備施工
3	鉄　工	24	型枠施工
4	建築板金	25	鉄筋施工
5	建設機械整備	26	防水施工
6	冷凍空気調和機器施工	○27	樹脂接着剤注入施工
7	建具製作	28	内装仕上げ施工
8	石材施工	29	（削除）
9	建築大工	30	カーテンウォール施工
○10	枠組壁建築	31	熱絶縁施工
11	かわらぶき	32	サッシ施工
12	と　び	○33	バルコニー施工
13	左　官	34	ガラス施工
○14	れんが積み	35	ウェルポイント施工
15	築　炉	36	（削除）
16	ブロック建築	37	表　装
○17	エーエルシーパネル施工	38	塗　装
○18	（削除）	○39	路面標示施工
19	タイル張り	40	コンクリート圧送施工
20	畳製作	41	自動ドア施工
21	配　管	42	広告美術仕上げ

注　○印を付した技能検定職種は、単一等級の技能検定職種を表す。

別表 8

各専門工事業団体における登録基幹技能者講習実施状況

No.	資格名称	職種	団体名
1	登録圧接基幹技能者	鉄筋	全国圧接業協同組合連合会
2	登録橋梁基幹技能者	橋梁架設	(一社)日本橋梁建設協会
3	登録 PC 基幹技能者	PC 橋梁架設	プレストレスト・コンクリート工事業協会
4	登録電気工事基幹技能者	電気工事	(一社)日本電設工業協会
5	登録造園基幹技能者	造園	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会
6	登録機械土工基幹技能者	土工・コンクリート	(一社)日本機械土工協会
7	登録建築板金基幹技能者	板金	(一社)日本建築板金協会
8	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	(公社)全国鉄筋工事業協会
9	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	ｻｯｼ･ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ	(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会
10	登録外壁仕上基幹技能者	外壁仕上工事	日本外壁仕上業協同組合連合会
11	登録型枠基幹技能者	型枠大工	(一社)日本型枠工事業協会
12	登録内装仕上工事基幹技能者	内装	(社)全国建設室内工事業協会 日本建設ｲﾝﾃﾘｱ事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
13	登録配管基幹技能者	管工事	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
14	登録トンネル基幹技能者	トンネル工事	(一社)日本トンネル専門工事業協会
15	登録ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送基幹技能者	ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会
17	登録左官基幹技能者	左官	(一社)日本左官業組合連合会
18	登録建設塗装基幹技能者	塗装	(一社)日本塗装工業会
19	登録ダクト基幹技能者	ダクト工事	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会
20	登録防水基幹技能者	防水工事	(一社)全国防水工事業協会
21	登録ｴｸｽﾃﾘｱ基幹技能者	建築ﾌﾞﾛｯｸ･ｴｸｽﾃﾘｱ工事	(公社)日本エクステリア建設業協会
22	登録海上起重基幹技能者	土工・しゅんせつ	(一社)日本海上起重技術協会
23	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	ダイヤモンド工事業協同組合
24	登録保湿保冷基幹技能者	熱絶縁工事	(一社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土木	(一社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	運動施設工事	(一社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工	全国基礎工業協同組合連合会協同組合 (一社)日本基礎建設協会
29	登録ﾀｲﾙ張り基幹技能者	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(道路標識)とび・土工 (路面標示)塗装	(一社)全国道路標識・標示業協会
31	登録消化設備基幹技能者	消防施設工事	消防施設工事協会
32	登録建築大工基幹技能者	建築大工	(一社)全国中小建築工事業団体連合会
33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会

別表９

雇用管理研修テーマ表

テーマ	主な内容	標準時間
1 雇用管理総論	イ.建設業の現況と特徴　ロ.建設労働の実態と問題点　ハ.建設雇用改善法の制定趣旨　ニ.建設雇用改善法の内容　ホ.建設労働者確保育成助成金制度の概要　へ.雇用管理の体制づくり　ト.雇用管理責任者の職務　チ.建設労働関係法令の体系とその概要　リ.建設労働統計の種類とその見方	2
2 募集・採用・配置	イ.関係法令の概要　ロ.募集における問題点　ハ.正しい募集と手続　ニ.採用条件の提示　ホ.採用計画の作成　へ.雇入基準の作成　ト.配置基準の確立　チ.定着指導	2
3 教育訓練	イ.職業訓練の意義とその概要　ロ.事業内訓練の概要(単独訓練・共同訓練)ハ.職場の教育のあり方　ニ.技能検定制度の概要　ホ.各種公的資格制度　へ.社内における技能評価　ト.訓練に関する各種補助金・助成金の活用	2
4 雇用契約・就業規則	イ.労働契約の意義とその内容　ロ.労働条件の明示　ハ.雇入通知書の作成及び交付　ニ.労働者名簿の作成及び保管　ホ.就業規則の意義及び法令と就業規則の関係　へ.就業規則の内容及び作成 ト.就業規則の届出	2
5 賃金管理	イ.賃金制度の概要　ロ.賃金のきめ方(定額給と出来高給、基本給と各種手当)　ハ.賃金水準　ニ.最低賃金、請負制と補償給　ホ.賃金の支払の確保　へ.法定控除、協定控除　ト.賃金台帳の作り方　チ.出来高給、時間外手当、平均賃金などの計算方法	2
6 労働時間管理	イ.労働時間と休憩時間　ロ.就労時間制限　ハ.休日(日曜休日、法定外休日)　ニ.代休及び振替日　ホ.休暇制度(年次有給休暇、特別休暇)　へ.女性及び年少労働者の労働時間管理	2
7 安全管理・健康管理	イ.関係法令の概要　ロ.労働災害と安全管理　ハ.各種安全教育の概要　ニ.災害発生時の措置と手続　ホ.各種健康診断の意義とその概要　へ.健康診断の結果に対する措置　ト.成人病対策　チ.精神衛生管理　リ.ＫＹＴ(危険予知訓練)	2
8 福利厚生	イ.福利厚生の意義とその概要　ロ.寄宿舎規則の作成及び届出 ハ.作業員宿舎の管理運営　ニ.勤労者財産形成促進制度　ホ.各種建設雇用改善助成金の活用　へ.レクリエーションのとり入れ方　ト.企業内退職金制度の概要　チ.中小企業退職金制度、建設業退職金共済制度の概要	2
9 社会保険	イ.社会保険の意義とその概要　ロ.健康保険の概要と事務手続 ハ.厚生年金保険の概要と事務手続　ニ.土建国保の概要と事務手続 ホ.雇用保険の概要と事務手続　へ.労働者災害補償保険の概要と事務手続　ト.社会保険とその他の保険制度	2
10 下請構造	イ.請負契約の意義　ロ.請負契約と下請構造　ハ.下請管理、下請との関係　ニ.建設産業における生産システム合理化指針	2
11 人間関係管理	イ.労働組合　ロ.労使協議　ハ.苦情処理　ニ.提案制度　ホ.職場の人間関係　へ.若年労働者の生活指導　ト.中高年齢者　チ.季節出稼労働者	2

【留意事項】

1　この雇用管理研修テーマ表は、計画届を提出して行う雇用管理研修（届出雇用管理研修といいます。）に用いる研修テーマを定めたものです。

2　届出雇用管理研修には、このテーマ表から次のとおりテーマをとり入れて下さい。
　(1) 研修の時間が 12 時間以上の研修　　4 テーマ以上
　(2) 研修の時間が 6 時間以上 12 時間未満の研修　2 テーマ以上

3　主な内容欄は、テーマの主な内容を例示したもので、ここに掲げたものに限る必要はありません。

4　各テーマの研修時間は、2 時間です。研修テーマの内容により加減(ただし、1 時間以上として下さい。)して差し支えありませんが、1 テーマ当たりの研修時間が平均 2 時間以上となるようにして下さい。

別表 10

職長研修テーマ表

テーマ	主な内容	標準時間
1　建設労働の概要	労働力の需給、建設労働の問題点	2
2　雇用の改善	建設雇用改善法の内容、雇用管理の体制	2
3　職長の役割	職長の立場、職長の役割、望ましい職長像	3
4　募集・採用・配置	関係法令の概要、採用計画と配置、雇入通知書	2
5　就業規則	就業規則の性格、就業規則の内容	2
6　賃金管理	賃金の決め方、賃金の計算、賃金の支払	2
7　労働時間	労働時間と休憩時間、休日の設け方、作業時間の制限	2
8　健康管理	健康診断、成人病対策、検診の生かし方	2
9　職場の人間関係	不満の把握と解決、部下の指導、望ましい職場の人間関係	3
10　社会保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険、土建国保等	2
11　作業方法の決定及び労働者の配置	作業手順の決め方、作業方法の改善、労働者の適正な配置の方法	2
12　労働者に対する指導又は監督	指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2.5
13　危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置	危険性又は有害性等の調査の方法、危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置、設備、作業等の具体的な改善の方法	4
14　異常時等における措置	異常時における措置、災害発生時における措置	1.5
15　現場監督者として行うべき労働災害防止活動	作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持、労働災害防止についての労働者の創意工夫を引き出す方法	2
16　安全衛生責任者の職務等	安全衛生責任者の役割、安全衛生責任者の心構え、労働安全衛生関係法令等の関係条項	1
17　統括安全衛生管理の進め方	安全施工サイクル、安全工程打合せの進め方	1

【留意事項】

1　この職長研修テーマ表は、計画届を提出して行う職長研修（届出職長研修といいます。）に用いる研修テーマを定めたものです。

2　届出職長研修には、このテーマ表から 6 テーマ以上をとり入れて下さい。また、その際は 1～10 のテーマのうち、少なくとも 1 テーマをとり入れて下さい。

3　主な内容欄は、テーマの主な内容を例示したもので、ここに掲げたものに限る必要はありません。

4　各テーマの研修時間は、標準時間欄に示したとおりです。研修テーマの内容により加減（ただし、1 時間以上として下さい。）して差し支えありませんが、1 テーマ当たりの研修時間が平均 2 時間以上となるようにして下さい。

5　このテーマ表の 11 から 17 までに掲げる主な内容及び標準時間は、安衛則第 40 条第 2 項に定める職長等の教育の事項に建設業における安全衛生責任者の教育の事項を加えたものです。このテーマ表のうち、11 から 17 までに掲げるテーマをとり入れ、主な内容のとおり標準時間以上の研修を行った場合は、安衛法及び安衛則に定める職長等の教育及び建設業における安全衛生責任者の教育を行ったことになります。

別表 11

雇用管理責任者講習テーマ表

テ　ー　マ	内　　容	時間
1　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（読替後の労働者派遣法を含む。）	①法の意義、目的 ②適用業務 ③許可要件、更新要件等 ④変更の届出、事業の廃止、名義貸しの禁止等 ⑤建設業務労働者就業機会確保契約 ⑥送出事業主の講ずべき措置等 ⑦受入事業主の講ずべき措置等 ⑧指導、助言及び勧告等 ⑨罰則	2
2　建設業務労働者就業機会確保事業の運営の状況及び雇用管理責任者の職務上の留意点について	①最近の建設業務労働者就業機会確保事業の運営状況 ・建設業務労働者就業機会確保の実績、送出労働者数等の推移等、運営状況 ②これまでの指導監督における事業運営上の問題点 ③雇用管理責任者の職務遂行上の留意点 ・苦情処理を円滑に行うために必要とする知識の付与 （労使関係法規、労働基準関係法規、派遣労働者からの苦情に対処するための心がまえ等） ・その他雇用管理責任者の職務に関して留意が必要な事項 ④個人情報の保護について	2
3　労働基準法等の適用に関する特例等について	①労働基準法等の適用に関する特例等	1
4　建設業務労働者就業機会確保事業に関する一般的事項について	①職業安定法関係（有料・無料職業紹介事業、労働者供給事業、労働者募集等他の労働力需給システムについて）、雇用政策の方向、男女雇用機会均等法関係、社会経済情勢一般、労働・社会保険に関する問題等建設業務労働者就業機会確保事業に携わる雇用管理責任者として必要なテーマ	1

（注）　雇用管理責任者講習は、建設雇用改善法に定める建設業務労働者就業機会確保事業を行う事業主（送出事業主）により雇用管理責任者に選任されている者、又は就業機会確保事業を行おうとする事業主により雇用管理責任者として選任されることが予定されている者を対象に厚生労働省職業安定局長が指定する機関が委託を受けて実施するものであること

別表 12

建設労働者確保育成助成金（建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成））の用途変更禁止の期間

種　類	構　造	細　目	用途変更禁止期間(年)
建　物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	４７
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの その他のもの	３８
	れんが造、石造又はブロック造のもの	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	３８
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの その他のもの	３４
	金属造のもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	３４
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの その他のもの	３１
	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	２７
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの その他のもの	２４
	金属造のもの(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	１９
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの その他のもの	１７
	木造又は合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	２２
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの その他のもの	１５
	木骨モルタル造のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	２０
		工場(作業場を含む。)用又は倉庫用のもの その他のもの	１４
車両及び運搬具	前掲のもの以外のもの	自動車(二輪又は三輪自動車を除く。) その他のもの	6
工　具	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)		5
	治具及び取付工具		3
	型(型枠を含む。)、鍛圧工具及び打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
		その他のもの	3
	切削工具		2
	前掲のもの以外のもの		3
器具及び備品	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く。)	事務机、事務椅子及びキャビネット 主として金属製のもの その他のもの ベット	 １５ 8 8
		陳列だな及び陳列ケース その他のもの	8
		その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	 １５ 8

		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
	事務機器及び通信機器	電子機器 　パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く。)	4
		複写機、計算機(電子計算機を除く。)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	5
		インターホーン及び放送用設備	6
	時計、試験機器及び測定機器	度量衡器	5
		試験又は測定機器	5
	光学機器及び写真製作機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
機械及び装置	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備		5
	その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ	3
		ジーゼルパイルハンマー	4
		アスファルトプラント及びバッチャープラント	6
		その他の設備	7
	測量業用設備	カメラ	5
		その他の設備	7
	国内電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	１６
		その他の設備	9
	その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)		9
	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	需要者用計器	１９
		柱上変圧器	１８
		その他の設備	２２
	水道用設備	電気設備 　汽力発電設備 　内燃力発電設備 　蓄電池電源設備 　その他のもの 　ポンプ設備 　薬品注入設備 　滅菌設備 　通信設備 　計測設備	 １５ １５ 6 ２０ １５ １５ １０ 9 １０
		計量器 　量水器 　その他のもの 　荷役設備 　修繕検査設備	 8 １０ １７ １５
		その他のもの 　主として金属造のもの 　主として木造のもの	 １７ 8
	前掲のもの以外のもの	主として金属製のもの	１７
		その他のもの	8